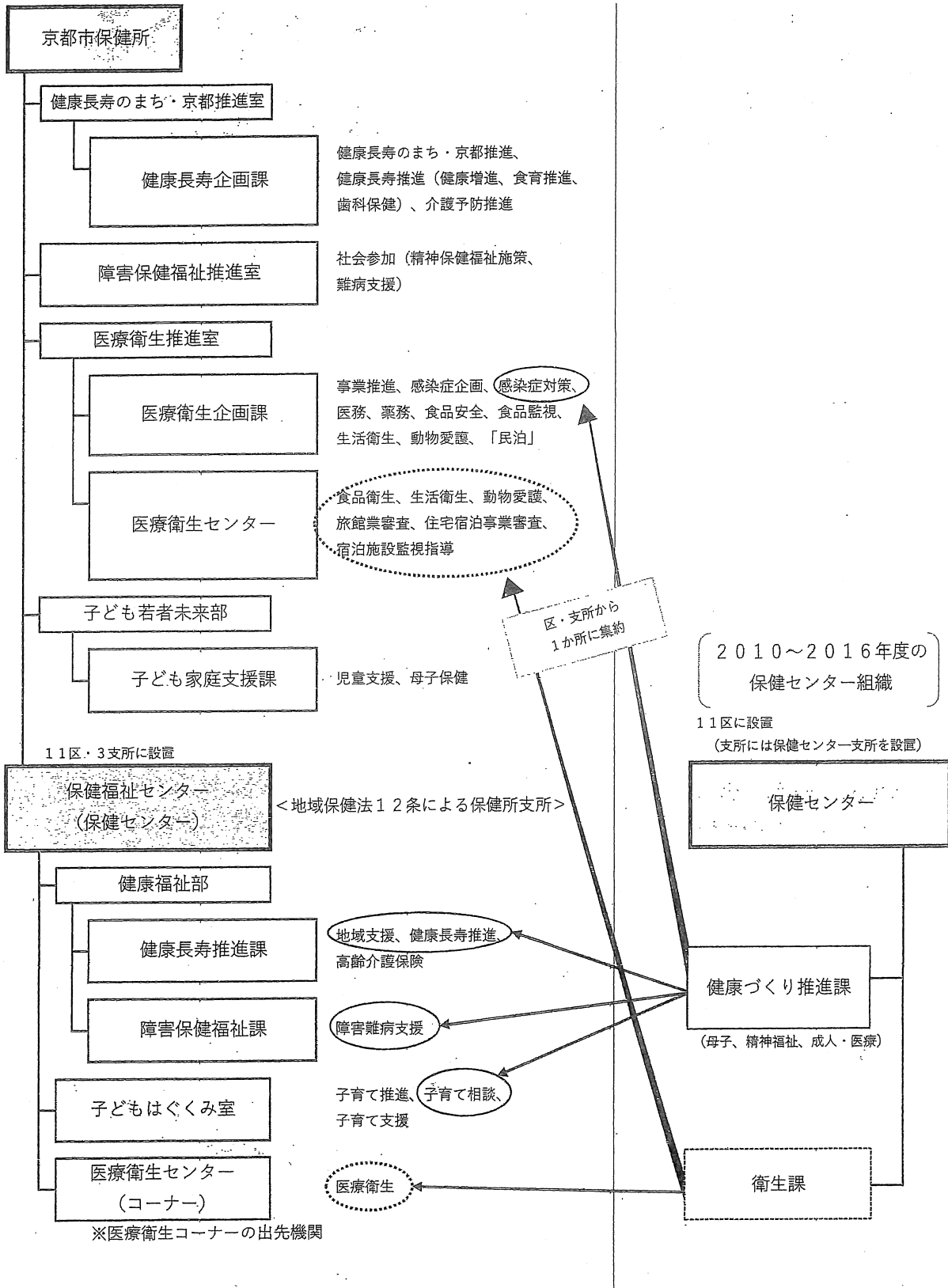


京都市保健所の組織（2020年度）



\* 2020年度組織図については「令和2年度京都市保健所運営方針」より作成

本庁及び各区役所・支所における保健師の部署別配置状況(令和元年度からの推移)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行財政局	2	2	2	2	2
保健福祉局	5	5	5	5	5
人事課	2	2	1	1	1
保健福祉総務課	6	6	4	3	4
監査指導課	2	2	2	1	1
障害保健福祉推進室	2	2	2	1	1
地域リハビリテーション推進センター	10	10	10	10	10
こころの健康増進センター	4	4	4	4	4
保険年金課	11	10	12	13	12
健康長寿企画課	5	4	5	5	4
介護ケア推進課	4	—	—	—	—
健康安全課	1	—	—	—	—
医務衛生課	—	17	48	51	49
医療衛生企画課	43	32	—	—	—
医療衛生センター	2	1	2	2	2
はぐくみ創造推進室	6	6	8	7	7
子ども家庭支援課	4	3	3	3	3
幼保総合支援室	14	17	22	20	21
児童福祉センター	58	57	66	69	65
健康長寿推進課	53	53	53	53	53
障害保健福祉課	93	98	96	94	95
子どもはぐくみ室	3	3	3	3	3
京北出張所	328	332	346	346	341
計					

医療衛生企画課職員（新型コロナウイルス感染症対応に係る職員）の時間外勤務の実績

	時間外勤務時間	
	平均値	最大値
令和2年1月	24時間56分	87時間0分
2月	64時間48分	183時間45分
3月	118時間9分	251時間35分
4月	119時間44分	230時間30分
5月	107時間10分	208時間35分
6月	79時間4分	162時間45分
7月	122時間32分	207時間0分
8月	131時間7分	228時間30分
9月	77時間4分	159時間55分
10月	75時間35分	145時間0分
11月	81時間34分	149時間30分
12月	113時間43分	194時間0分
令和3年1月	109時間0分	213時間30分
2月	57時間27分	125時間45分
3月	60時間24分	135時間30分
4月	84時間29分	210時間15分
5月	95時間47分	206時間0分
6月	47時間48分	163時間0分
7月	65時間35分	164時間0分
8月	128時間0分	298時間15分
9月	70時間11分	184時間0分

10月	28時間33分	110時間30分
11月	15時間55分	68時間 0分
12月	27時間32分	79時間 0分
令和4年1月	82時間54分	185時間45分
2月	76時間44分	169時間15分
3月	57時間56分	146時間15分
4月	53時間22分	118時間45分
5月	45時間20分	101時間 0分
6月	28時間54分	84時間 0分
7月	60時間25分	135時間45分
8月	77時間55分	157時間 0分

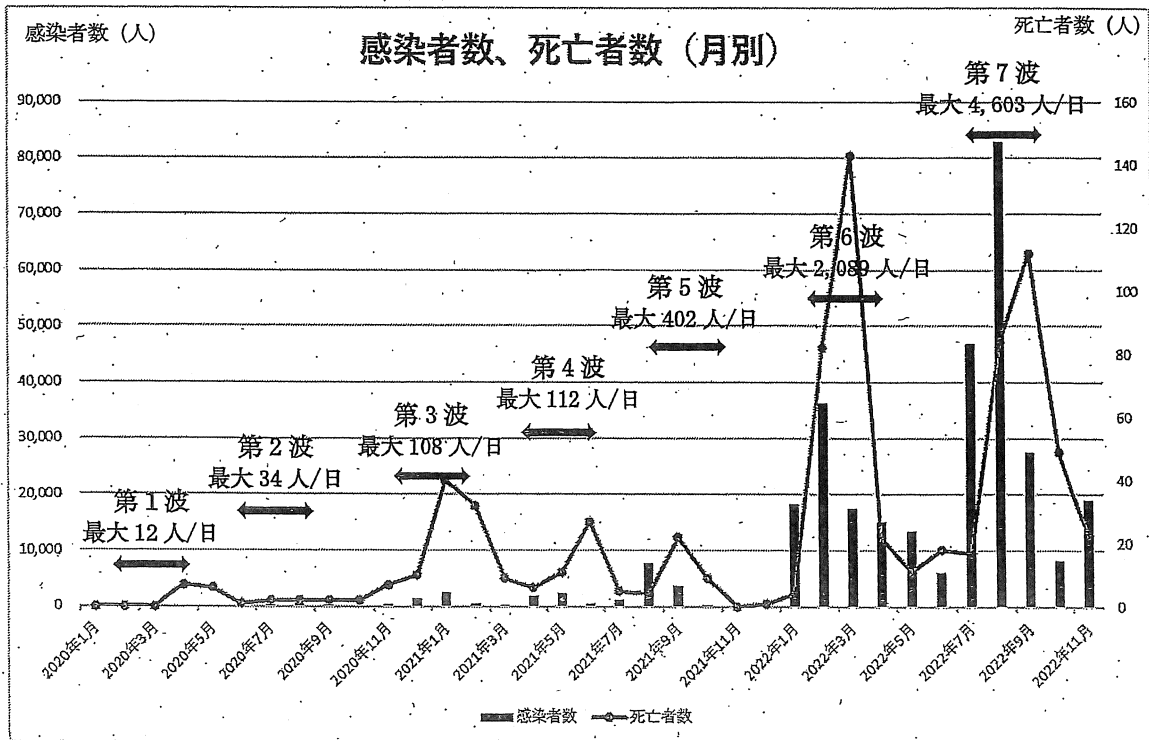
※ 管理職，会計年度任用職員，臨時的任用職員を除く職員を対象に集計。

医療衛生企画課職員（新型コロナウイルス感染症対応に係る職員）の時間外勤務の実績

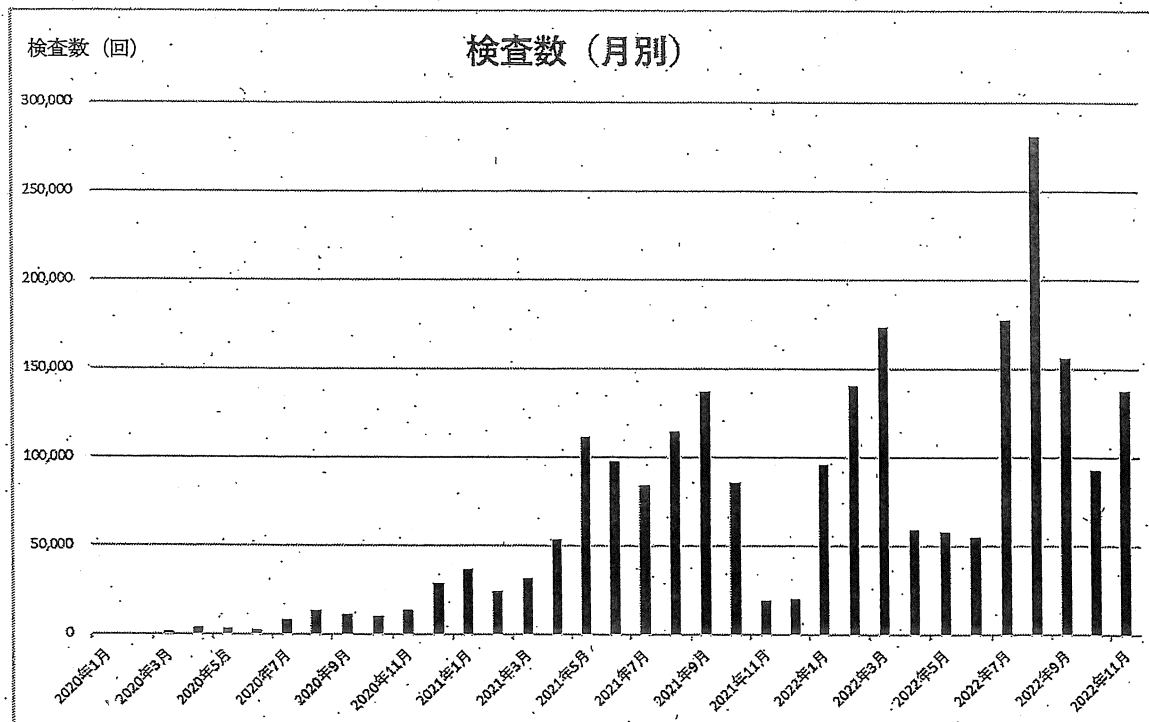
	時間外勤務時間	
	平均値	最大値
令和4年4月	53時間22分	118時間45分
5月	45時間20分	101時間0分
6月	28時間54分	84時間0分
7月	60時間25分	135時間45分
8月	77時間55分	157時間0分
9月	38時間51分	110時間0分
10月	22時間26分	76時間0分
11月	27時間8分	91時間0分
12月	26時間16分	80時間0分
令和5年1月	16時間52分	65時間10分
2月	9時間36分	44時間30分
3月	9時間23分	60時間0分
4月	23時間0分	68時間15分
5月	10時間31分	57時間0分
6月	6時間9分	46時間0分
7月	5時間19分	46時間0分

※ 管理職、会計年度任用職員、臨時的任用職員を除く職員を対象に集計。

京都市の新型コロナウイルス感染症に係る感染者数、死亡者数、検査数について



※ 各波の最大人数は感染者数を表す。



※ 月別の各種数値は別紙参照

<月別の感染者数、死亡者数、検査数について>

	感染者数 (人)	死亡者数 (人)	検査数 (回)
2020年 1月	1	0	1
2020年 2月	1	0	115
2020年 3月	40	0	1,206
2020年 4月	171	7	3,509
2020年 5月	35	6	3,254
2020年 6月	21	1	2,261
2020年 7月	282	2	8,062
2020年 8月	513	2	13,288
2020年 9月	200	2	11,112
2020年10月	177	2	10,010
2020年11月	423	7	13,684
2020年12月	1,505	10	28,739
2021年 1月	2,588	40	36,404
2021年 2月	500	32	24,418
2021年 3月	246	9	31,435
2021年 4月	1,865	6	53,585
2021年 5月	2,313	11	111,220
2021年 6月	592	27	97,431
2021年 7月	1,156	5	84,391
2021年 8月	7,704	4	114,342
2021年 9月	3,785	22	137,135
2021年10月	251	9	85,801
2021年11月	88	0	19,294
2021年12月	127	1	20,061
2022年 1月	18,322	4	95,836
2022年 2月	36,303	82	140,330
2022年 3月	17,443	143	173,082
2022年 4月	15,178	22	58,990
2022年 5月	13,518	11	57,713
2022年 6月	6,070	18	55,068
2022年 7月	46,862	17	177,387
2022年 8月	82,987	84	280,560
2022年 9月	27,561	112	155,927
2022年10月	8,210	49	93,053
2022年11月	19,012	23	137,389

◎生活扶助

生活扶助(基準第1類)	
0~2歳	44,580
3~5歳	44,580
6~11歳	46,460
12~17歳	49,270
18~19歳	46,930
20~40歳	46,930
41~59歳	46,930
60~64歳	46,930
65~69歳	46,460
70~74歳	46,460
75歳以上	39,890

生活扶助(基準第1類通減率)	
1人	1.0000
2人	0.8700
3人	0.7500
4人	0.6600
5人	0.5900
6人	0.5800
7人	0.5500
8人	0.5200
9人	0.5000
10人	0.5000

生活扶助(特例加算)	
1人当たり月額	1,000

生活扶助(基準第2類)	基準額	冬季加算(VI区)
1人	27,790	2,630
2人	38,060	3,730
3人	44,730	4,240
4人	48,900	4,580
5人	49,180	4,710
6人	55,650	5,010
7人	58,920	5,220
8人	61,910	5,380
9人	64,670	5,560
10人以上1人を増すごとに加算する額	2,760	180
入院患者日用品費	23,110以内 冬加1,000(85%19,643)(V・VI区)	
介護施設入所者基本生活費	9,880以内、冬加1,000(V・VI区)	
期末一時扶助(居宅・1級地-1)		
1人	14,160	7人 33,690
2人	23,080	8人 35,680
3人	23,790	9人 37,370
4人	26,760	10人以上1人を増すごとに加算する額 1,710
5人	27,890	
6人	31,720	

◎教育扶助

基準額	小	中	大	特
	2,600	5,100	7,700	(特)1,080
教材代・交通費 校外活動参加費	実費支給			
学校給食費 ・8月なし ・日割なし	小	4,700		
学習支援費	小	中	大	特
	16,000以内	59,800以内	77,740以内	(特)20,800以内
災害時学用品費の再支給	小	11,600以内		
	中	22,700以内		

生活扶助(経過的加算)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以降
0~2歳	150	550	0	980	2,340	1,270	70	0	0	0
3~5歳	150	550	0	0	250	0	0	0	0	0
6~11歳	0	0	0	0	0	0	0	810	1,630	1,540
12~17歳	0	0	530	2,230	3,810	3,280	4,480	5,780	6,660	6,570
18~19歳	1,330	890	2,290	3,770	5,190	4,630	5,760	7,000	7,830	7,740
20~40歳	700	890	670	2,240	3,730	3,180	4,310	5,540	6,370	6,290
41~59歳	1,520	890	0	470	2,060	1,500	2,630	3,870	4,700	4,610
60~64歳	1,160	890	0	0	960	0	960	2,200	3,030	2,940
65~69歳	1,630	0	0	0	1,230	260	1,220	2,440	3,260	3,180
70~74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	250	160
75歳以上	3,220	1,460	390	320	1,630	900	1,820	2,840	3,530	3,440

◎住宅扶助

家賃 間代 地代	基準 限度額	1人	
		40,000	
		2人	
		48,000	
		3人	
		52,000	
		4人	
		56,000	
		5人	
		62,000	
		6人	
		62,000	
		7人以上	
		62,000	
		特別 基準額	
		1人	
		52,000	
		2人	
		56,000	
		3人	
		60,000	
		4人	
		64,000	
		5人	
		68,000	
		6人	
		72,000	
		7人以上	
		72,000	
		11㎡~15㎡	
		36,000	
		7㎡~10㎡	
		32,000	
		6㎡以下	
		28,000	
維持費	基準額	128,000以内	
	特別基準額	192,000以内	
敷金等		更新料	
1人	312,000	1人	104,000
2人	336,000	2人	112,000
3人	360,000	3人	120,000
4人	384,000	4人	128,000
5人	408,000	5人	136,000
6人			
7人以上	432,000	7人以上	144,000

加算関係 ※重複調整あり		
種類	対象者	金額
妊婦	6か月未満	9,130
	6か月以上	13,790
産婦	母乳6か月・他3か月	8,480
母子	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の1人目	居 18,800 入 19,350
	18歳未満の児童・20歳未満の障害者が2人の場合に加算する額	居 4,800 入 1,560
	18歳未満の児童・20歳未満の障害者が3人以上1人を増すごとに加算する額	居 2,900 入 770

母子加算 経過的加算①

加算対象者の年齢	3人世帯	4人世帯	5人以上世帯
0~5歳	3,330		
6~11歳			
12~14歳			
0~2歳		3,330	
3~14歳			
0~14歳			3,330
15~17歳	0	0	0
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,330

経過的加算①:3人以上の世帯であって、母子加算の対象となる者  
(※1)が1人のみいる世帯の加算額(養育に当たるものが在宅の場合に限る)  
(※1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者

母子加算 経過的加算②

加算対象者が入院・入所(※2)中である場合の人数			
1人	3,330	2人	280

経過的加算②:養育に当たるものが在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※2)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者が全て入院・入所中(※3)である場合の加算額  
(※2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者  
(※3) 医療型障害児入所施設に限る

障害	身障1・2、国年1、特児1		居	26,810		入	22,310	
	身障3、国年2、特児2			17,870			14,870	
障害	重度障害者(7月~)						15,220	
	身障1・2の者等を介護する家族(7月~)						12,760	
	他人介護料	基準額		70,520				
		特別基準(市長承認)		105,800				
介入	介護施設入所者						9,880	
在患	栄養補給が必要な在宅患者						13,270	
放射	重度の被爆等障害者						44,620	
	軽度の被爆等障害者						22,310	
児童	高等学校等終了前(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)						10,190	
	経過的加算(※4)						4,330	
介保	第1号被保険者						納付すべき額	

◎ 基準額は、以下の計算方法で算出する。

第1類×第1類通減率+第2類+特例加算+生活扶助本体に係る経過的加算

- ・ 特例加算として、世帯員一人当たり月額1,000円を加算する。(救護施設等入所者、入院患者、介護施設入所者も含む)
- ・ 生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員一人当たりにつき加算する。



◎ 生業扶助

		基準額	特別基準
生業費		47,000以内	78,000以内
技能修得費	一般	87,000以内	146,000以内
	自立支援	87,000以内	233,000以内
高校等就学費	基本額	5,300	(特 2,330)
	教材代	・教科書等の購入・ICTを活用した教育に係る通信費	
	授業料	※5	
	入学科	公立高校相当額	
	入学考査料	30,000以内実費/1校(私立高校含む)原則として2回まで支給可	
	交通費	通学に必要な最小限度の額	
	学習支援費	84,600以内	109,980以内
	入学準備金	87,900以内	
	災害学用品費の再支給	26,500以内	
	就職支度費	33,000以内	

※5 高等学校等就学費 授業料  
高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)の支援対象外の高等学校等に通学する場合は、高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額(高等専門学校4、5年に通学する場合は396,000円以内)

◎ 出産扶助

基準額	311,000以内
特別基準額	361,000以内
産科医療補償制度に係る保険料	30,000以内
病院、助産所等設備において分娩する場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最小限度の額を基準に加算する。	
衛生材料費	6,000以内

◎ 葬祭扶助

基準額	大人	212,000以内
	小人	169,600以内
加算	火葬・運搬・検案・保存等の経費	

◎ 臨時的最低生活費

被服費		
布団	再生(1組)	14,200以内
	新規購入(1組)	20,800以内(※)
平常着・学童服 14,600以内		
災害時 4~9月 10~3月		
(災害救助法の発動されない場合)	2人まで	20,600以内 37,000以内
	4人まで	39,300以内 62,700以内
	5人まで	50,500以内 79,700以内
	1人増毎	7,300以内 10,900以内
出産準備(被服・おむつ) 53,500以内		
寝巻等 (入院時) 4,500以内		
おむつ 紙おむつ等 21,700以内		
家具什器費		
基準限度額(冷暖房器具を除く) 32,300以内		
特別基準(本庁協議) 51,500以内		
暖房器具 24,000以内		
冷暖房器具の特別基準 62,000以内		
移送費		
必要最小限度の交通費・宿泊料・飲食物費		
入学準備金		
小学校入学時 64,300以内		
中学校入学時 81,000以内		
配電・上水道・下水道(尿尿を除く)等設備費		
基準額 128,000以内		
特別基準 192,000以内		
家財保管料 14,000以内		
除雪費 33,000以内		
就労活動促進費 5,000		

※ 単価契約の単価は18,150円(税込)

◎ 控除

基礎控除			
収入金額別区分		1人目	2人目以降
円	円	円	円
0 ~	15,000	0~15,000	0~15,000
15,001 ~	15,199	15,001~15,199	15,000
15,200 ~	18,999	15,200	15,000
19,000 ~	22,999	15,600	15,000
23,000 ~	26,999	16,000	15,000
27,000 ~	30,999	16,400	15,000
31,000 ~	34,999	16,800	15,000
35,000 ~	38,999	17,200	15,000
39,000 ~	42,999	17,600	15,000
43,000 ~	46,999	18,000	15,300
47,000 ~	50,999	18,400	15,640
51,000 ~	54,999	18,800	15,980
55,000 ~	58,999	19,200	16,320
59,000 ~	62,999	19,600	16,660
63,000 ~	66,999	20,000	17,000
67,000 ~	70,999	20,400	17,340
71,000 ~	74,999	20,800	17,680
75,000 ~	78,999	21,200	18,020
79,000 ~	82,999	21,600	18,360
83,000 ~	86,999	22,000	18,700
87,000 ~	90,999	22,400	19,040
91,000 ~	94,999	22,800	19,380
95,000 ~	98,999	23,200	19,720
99,000 ~	102,999	23,600	20,060
103,000 ~	106,999	24,000	20,400
107,000 ~	110,999	24,400	20,740
111,000 ~	114,999	24,800	21,080
115,000 ~	118,999	25,200	21,420
119,000 ~	122,999	25,600	21,760
123,000 ~	126,999	26,000	22,100
127,000 ~	130,999	26,400	22,440
131,000 ~	134,999	26,800	22,780
135,000 ~	138,999	27,200	23,120
139,000 ~	142,999	27,600	23,460
143,000 ~	146,999	28,000	23,800
147,000 ~	150,999	28,400	24,140
151,000 ~	154,999	28,800	24,480
155,000 ~	158,999	29,200	24,820
159,000 ~	162,999	29,600	25,160
163,000 ~	166,999	30,000	25,500
167,000 ~	170,999	30,400	25,840
171,000 ~	174,999	30,800	26,180
175,000 ~	178,999	31,200	26,520
179,000 ~	182,999	31,600	26,860
183,000 ~	186,999	32,000	27,200
187,000 ~	190,999	32,400	27,540
191,000 ~	194,999	32,800	27,880
195,000 ~	198,999	33,200	28,220
199,000 ~	202,999	33,600	28,560
203,000 ~	206,999	34,000	28,900
207,000 ~	210,999	34,400	29,240
211,000 ~	214,999	34,800	29,580
215,000 ~	218,999	35,200	29,920
219,000 ~	222,999	35,600	30,260
223,000 ~	226,999	36,000	30,600
227,000 ~	230,999	36,400	30,940
231,000 ~	(※6)	(※6)	(※6)

※6(備考)  
収入金額が231,000円以上の場合には、収入金額が4,000円増加することにより、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算する。

新規就労控除(次第8-3-(4)、局第8-3-(2))

中、高卒等・3年以上の未就労(6か月限り)	11,900
20歳未満控除(次第8-3-(4)、局第8-3-(3)) (単身者・配偶者ある者・配偶者と自己の未成熟の子のみで独立した世帯を営んでいる場合を除く)	
20歳未満	11,600
不安定就労控除(次第8-3-(1)-エ)	
少額・不安定な稼働収入	15,000
各種収入に伴う必要経費	
社会保険料・所得税・労働組合費・通勤費・生産必要経費・事業収入を得るための必要経費・交通費・郵便料など収入を得るための最小限度の実費	
その他の必要経費(次第8-3-(5))	
○出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費	
○就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費	
○他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金	
○独立行政法人住宅金融支援機構の貸付金の償還金	
○地方税等の公租公課	
○健康保険の任意継続保険料	
○国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料	
○厚生年金の受給権を得るために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還に充てるために必要な経費	

◎ 救護施設等基準

	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設	冬季加算(VI区)(11~3月)	期末一時(12月)
1級地	64,140	67,950	2,050	5,070
2級地	60,940	64,550	2,050	4,610
3級地	57,730	61,150	2,050	4,150
基準生活費の額				
施設	基準月額			
	冬季加算額及び期末一時扶助費の額			
○職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額			
○特別支援学校に附属する寄宿舎	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額			
○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	入院患者日用品費の額			
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設				
○児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設				
○児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設				
○児童福祉法にいう指定発達支援医療機関				

◎ 介護扶助

居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護(いずれも介護予防含む)	介護報酬の額(別に定められる)
移送費	最小限度の実費

◎ 医療扶助

診療費・薬剤	診療報酬・薬価基準の額(別に定められる)
施術	施術者と協定して定めた額
治療材料	障害者総合支援法の補装具の種目の額
移送費	患者の入退院時・通院時、医師往診時の交通費

◎ 検診命令(文書料)

一般(施行細則準則に定める様式以外の書面により作成されたもの)	4,720以内	
障害認定に係るもの	6,090以内	
特定医療費の支給認定に係るもの	5,000以内	
自立支援医療(精神通院)に係るもの	3,000以内	
自立支援医療(更生医療)に係るもの(新規)	4,720以内	
介護扶助10割者の要介護認定に係る主治医意見書	在宅者(新規)	5,500以内
	在宅者(継続)	4,400以内
	施設入所者(新規)	4,400以内
	施設入所者(継続)	3,300以内

生活保護相談、申請、開始、廃止件数、世帯数、人員数、保護率（令和4年度）

保健福祉センター	相談	申請	開始	廃止	世帯数	人員数	保護率（%）
北	539	211	183	215	1,665	2,045	17.6
上京	1,129	295	253	209	1,494	1,710	20.5
左京	830	323	282	274	2,225	2,643	16.0
中京	827	305	274	246	1,841	2,101	19.1
東山	442	159	132	165	1,043	1,225	34.4
山科	1,537	468	416	418	4,065	5,386	40.5
下京	489	193	166	200	1,488	1,733	21.0
南	957	349	310	406	3,176	4,073	40.1
右京	1,477	471	430	466	3,883	4,895	24.4
西京	430	206	176	134	1,384	1,799	18.3
洛西	403	113	88	89	818	1,267	26.2
伏見	1,383	459	407	433	4,317	5,914	36.2
深草	535	239	208	213	1,763	2,151	34.8
醍醐	894	319	254	245	2,601	3,667	74.4
市計	11,872	4,110	3,579	3,713	31,762	40,607	28.0

※ 相談・申請・開始・廃止は延べ件数、世帯数・人員数・保護率は年度平均

※ 世帯数、人員数及び保護率については、年度平均値のため、端数処理の関係で各保健福祉センターの合計と市計が一致しない場合がある。

生活保護理由別開始・廃止件数（令和4年度）

保健福祉 センター	開始理由（年度総数）						廃止理由（年度総数）						
	傷病	稼働収入 の減少・ 喪失	その他取 入の減 少・喪失	生計中心 者の死 亡・離別	その他	計	傷病治癒	死亡・失 踪	稼働収入 の増加	その他取 入の増加	その他	転出	計
北	33	23	53	3	71	183	0	60	24	20	61	50	215
上京	17	16	106	4	110	253	0	64	21	20	44	60	209
左京	37	33	136	8	68	282	0	87	17	21	82	67	274
中京	18	11	93	11	141	274	0	64	29	13	66	74	246
東山	12	17	42	3	58	132	1	47	9	18	18	72	165
山科	39	52	182	19	124	416	0	152	51	24	92	99	418
下京	14	23	57	5	67	166	0	80	23	7	41	49	200
南	33	33	133	10	101	310	3	142	51	34	79	97	406
右京	29	21	219	8	153	430	0	151	43	33	120	119	466
西京	14	11	98	6	47	176	0	40	18	6	21	49	134
洛西	10	7	45	2	24	88	0	17	15	8	25	24	89
伏見	52	32	160	24	139	407	1	117	73	35	111	96	433
深草	38	18	59	4	89	208	0	72	25	11	47	58	213
醍醐	22	39	94	14	85	254	0	79	19	25	58	64	245
市計	368	336	1,477	121	1,277	3,579	5	1,172	418	275	865	978	3,713

※ 開始理由「その他」：市内及び市外から転入後も要保護、住所を有せず入院 等

※ 廃止理由「その他」：行方不明、辞退、施設入所、服役拘禁 等

### 生活保護世帯の世帯類型別推移

(単位：世帯)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
高齢者世帯	16,557	16,628	16,614	16,611	16,508
母子世帯	2,684	2,439	2,245	2,085	1,881
障害者世帯	4,033	4,107	4,170	4,266	4,342
傷病者世帯	3,329	3,142	2,965	2,777	2,631
その他世帯	5,637	5,613	5,761	5,896	5,970
合計	32,240	31,929	31,756	31,635	31,331

- ※ 停止中世帯を除く。
- ※ 各年度とも平均の数値。
- ※ 年度平均のため、内訳の計が合計に一致しない場合がある。

### 生活保護世帯の大学等進学状況（令和2年度～令和4年度）

	対象者数	大学等進学者数	進学率
令和2年度	347名	139名	40.1%
令和3年度	336名	177名	52.7%
令和4年度	268名	150名	56.0%

- ※ 大学等進学者は、対象者のうち、大学・短期大学・専修学校・各種学校に進学した者

生活保護等健康診査の受診者数（行政区別、令和4年度）

(1) 対象者

京都市在住の医療保険に加入していない40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付被支援者

(2) 行政区別受診者数

行政区	受診者数
北	69人
上京	70人
左京	41人
中京	41人
東山	16人
山科	115人
下京	24人
南	45人
右京	86人
西京	39人
伏見	133人
合計	679人

ケースワーカーの欠員数とそれに伴う臨時的任用職員の人数と一人あたりの担当件数

(1) 生活保護ケースワーカーの欠員数とそれに伴う臨時的任用職員の人数

(令和5年8月31日現在)

欠員数	臨時的任用職員補充数
16	14 (3)

※ ( ) 内は担当世帯を持ってケースワーク業務に従事する臨時的任用職員の人数。それ以外の臨時的任用職員は、本来ケースワーカーが従事すべき事務的業務に従事している。

(2) 生活保護ケースワーカー一人あたりの担当世帯数

(令和5年8月31日現在)

ケースワーク業務に従事する職員数	生活保護受給世帯数	一人あたりの平均担当世帯数
363 (※)	31,732	87.4

※ 376 (年度当初の配置数) - 16 (欠員数)

+ 3 (担当世帯を持ってケースワーク業務に従事する臨時的任用職員の数)

※ 平均担当世帯数については、小数点第二位を四捨五入で表記。

福祉職採用数（推移）・現在の配置状況、  
福祉事務所ごとのケースワーカー数と専門職の配置状況

福祉職について（職員数は令和5年4月18日時点）

ア 採用数の推移

（人）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
14	14	15	13	14	10	5	10	8	11	8	7

※ 転任者9名含む。

イ 配置状況

（人）

所属		職員数	小計
保健福祉局	保健福祉総務課	1	26
	障害保健福祉推進室	7	
	生活福祉課	4	
	保険年金課	4	
	健康長寿企画課	4	
	介護ケア推進課	6	
子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	3	32
	育成推進課	3	
	子ども家庭支援課	6	
	幼保総合支援室	6	
	児童福祉センター	14	
保健福祉センター	健康長寿推進課	5	55
	障害保健福祉課	13	
	生活福祉課	25	
	子どもはぐくみ室	12	
合計		113	

新任生活保護ケースワーカー及び新任査察指導員に対する研修プログラム  
(令和4年度実績)

No	研修プログラム	内容等	開催月	受講者数
1	新任生活保護現業員研修（相談対応・対人援助・家庭訪問・新規調査の方法、保護基準、自立支援プログラム、医療・介護扶助、不正受給対策等）	生活保護業務（概要）の習得	4月	86
2	生活保護電算研修	電算システムの操作実習	4月	89
3	対人援助	相談援助技術及び他法他施策の習得(演習含む)	5月	101
4	発達障害に係る相談援助の留意点		7月	106
5	ホームレス・刑務所出所者に係る支援ツール、関係機関		8月	106
6	インテーク・アセスメントをはじめとする相談援助活動		8月	101
7	要援護高齢者・認知症に係る相談援助の留意点		9月	101
8	児童虐待に係る支援ツール、関係機関		9月	106
9	権利擁護（成年後見制度）の知識及び市長申立て事務		10月	106
10	ひとり親家庭等に係る相談援助の留意点		10月	101
11	精神障害に係る相談援助の留意点		11月	101
12	視覚・聴覚・知的障害に係る相談援助の留意点		11月	101
13	社会保険（医療・雇用・労災・介護保険等）の基礎知識		11月	106
14	交通事故、借金の法律知識		11月	106
15	母子世帯の扶養の法律知識		11月	106
16	社会福祉協議会の事業		12月	106

(裏面あり)



No	研修プログラム	内 容 等	開催月	受講者数
17	課税状況調査、費用返還徴収	生活保護事務 の習得	7月	86
18	債権管理		9月	86
19	年金受給要件の確認方法		※	92
20	医療扶助の適正化		11月	90
21	新任生活保護係長研修（生活保護の保護基準、実施要領及び保護係長業務について等）	査察指導員 （新任係長）向け	4月	8
22	スーパービジョンの方法と実際	研修	9月	8

※ 一部のプログラムは2年目以降の職員も受講

※ 各研修プログラムは、生活保護ケースワーカー以外のケースワーカー等が受講しているものも含む。

※ 「19 年金受給要件の確認方法」については、各保健福祉センター毎に開催日を設定。

## 生活福祉資金貸付実績(令和4年度)

### (1) 通常分

資金種別		面接実数	適用件数
総合支援資金		76	12
内訳	生活支援費	73	12
	住宅入居費	1	0
	一時生活再建費	2	0
福祉資金		599	171
緊急小口資金		180	43
教育支援資金		2,332	857
不動産担保型生活資金		10	0
内訳	要保護世帯向け以外	10	0
	要保護世帯向け	0	0
合 計		3,197	1,083

### (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付分

資金種別	適用件数
総合支援資金	1,411
緊急小口資金	1,466
合 計	2,877

生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の概要、実績

(1) 事業概要

ア 目的

家庭環境や学習面で高校進学に課題を抱える中学生に対して学習会を開催し、学習支援を行うことにより高校進学を支援する。

また、様々な課題を抱える子どもに、学習支援を通じて日常的・社会的な能力の修得を手助けすることにより、世帯の自立支援を推進する。

イ 支援対象者

被保護世帯、自立相談支援機関（生活福祉課自立支援担当）が支援する生活困窮世帯又は経済的困窮等により支援を必要とするひとり親家庭の子ども（概ね児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準）であって、次のいずれかに該当する者

① 家庭環境や学習面で高校進学に課題を抱えるなど、福祉事務所又は自立相談支援機関（生活福祉課自立支援担当）が学習支援を必要と認める中学3年生

② その他、福祉事務所又は自立相談支援機関（生活福祉課自立支援担当）が学習支援を必要と認める中学1、2年生等

ウ 委託先

(公財)京都市ユースサービス協会

(2) 事業実績（令和4年度）

行政区	拠点数 (箇所)	登録者数 (人)	ボランティア数 (人)
北	1	23	34
上京	1	8	10
左京	1	24	15
中京	1	16	24
東山	1	14	20
山科	1	35	10
下京	1	17	12
南	1	21	6
右京	2	31	33
西京	1	16	7
洛西	1	17	5
伏見	2	34	26
深草	1	16	35
醍醐	3	19	25
全市	18	291	262

「京都市高校進学・修学支援金」の支給実績（令和4年度）

			支給単価(円)	件数(件)	金額(円)	
入学支度金	生活保護 受給世帯	私立	全日制	110,000	91	10,010,000
			定時制	69,000	0	0
	市民税非 課税世帯	国公立	全日・定時・高専	63,000	409	25,767,000
		私立	全日制	178,000	474	84,550,000
			定時制	137,000	2	274,000
		通信制	45,000	49	2,205,000	
小計				1,025	122,806,000	
学用品購入 等助成金	特別支援学校等（全額支給）		144,000	175	25,200,000	
	国公立・全日制・第1子（差額支給）		29,900	491	14,771,050	
	国公立・全日制・第2子（差額支給）		300	227	175,875	
	国公立・通信制・第1子（差額支給）		93,500	12	1,140,200	
	私立・全日制・第1子（差額支給）		9,400	584	5,754,550	
	私立・全日制・第2子（差額支給）		0	0	0	
	私立・通信制・第1子（差額支給）		91,900	166	15,298,817	
小計				1,655	62,340,492	
総計				2,680	185,146,492	

※ 京都府の奨学金との併給調整等により、一部の金額が支給単価×件数と一致しない。

※ 入学支度金には令和5年度前倒し支給対象者を含む。

（参考）京都市高校進学・修学支援金支給事業の概要

世帯区分	学校課程	学用品購入等助成金	入学支度金
生活保護受給世帯 （私立高校生）	私立	全日制	110,000円
		定時制	69,000円
市民税非課税世帯 （母子、父子、児童、 障害者、長期療養者世帯）	国公立	全日・定時・高専	63,000円
	私立	全日制	178,000円
		定時制	137,000円
	通信制		45,000円
上記以外の非課税世帯	上記課程に同じ	上記金額に同じ	上記金額に同じ

※ 学用品購入等助成金について、「京都府奨学のための給付金」との併給調整を行い、上記の金額と「京都府奨学のための給付金」として支給される金額との差額を支給する。

※ 網掛け部分については、京都府が従来から実施している奨学金制度である「高校生給付型奨学金」の範囲で京都府から補助金を受けている。（生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の一部世帯について、入学支度金は全額、学用品購入等助成金は年額6万円。ただし、平成26年度からは「京都府奨学のための給付金」との併給調整あり）

※ 平成30年度の入学支度金から2月申請者の一部について、前倒し支給（従来4月上旬の支給を3月末日に支給）を実施

令和5(2023)年10月  
子ども若者はぐくみ局

母子父子寡婦福祉資金貸付事業の主要資金貸付け実績の推移

(単位:件/千円)

年度	30		31(元)		2		3		4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学資金	340	248,635	297	227,226	215	164,568	145	111,048	111	85,972
技能習得資金	11	5,850	7	4,005	7	3,820	4	2,111	5	2,569
修業資金	8	5,609	2	1,620	2	1,008	1	816	0	0
生活資金	3	2,437	3	2,080	4	3,347	4	2,094	5	2,720
転宅資金	3	780	1	238	1	200	3	608	4	978
就学支度資金	22	6,904	10	3,429	9	2,916	8	2,683	7	1,986
その他の資金	0	0	1	517	0	0	1	2,510	2	4,062
全資金の合計	387	270,216	321	239,114	238	175,859	166	121,869	134	98,287

その他の資金・・・就職支度・医療介護・住宅・事業開始・事業継続・結婚

※平成30・31・令和3年度の全資金の合計は、端数処理の都合により、資金別の合計と一致しない。

敬老乗車証制度見直しに係る年度毎の財政効果の見込み等について

1 年度ごとの交付対象者数及び交付者数の見込み

(単位：千人)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
交付対象者数	319	309	314	307	306	293	292	279	279	264	263
交付者数	127	185	189	184	184	176	175	168	167	159	158

2 年度ごとの財政効果の見込み

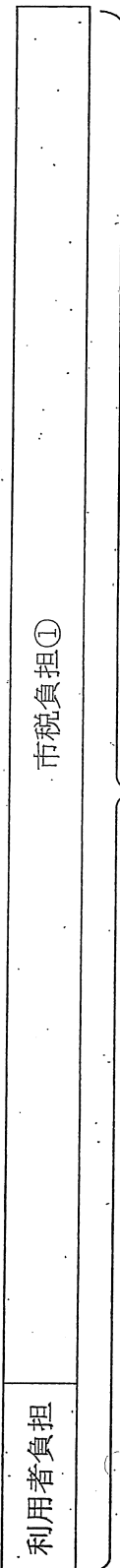
(単位：億円)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
A 市税負担①(現状のまま何も見直さない場合)	53	54	56	57	58	58	57	57	57	57	58
B 市税負担②(持続可能性を高めるための見直し後)	49	36	23	24	24	24	22	22	21	21	20
C 市税負担③(利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる見直し後)	0	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
D 見直し後の市税負担の合計(B+C)	49	42	29	29	29	29	27	27	26	26	25
E 財政効果(D-A)	▲4	▲12	▲27	▲28	▲29	▲29	▲30	▲30	▲31	▲31	▲33

### 3 財政効果の見込み方について

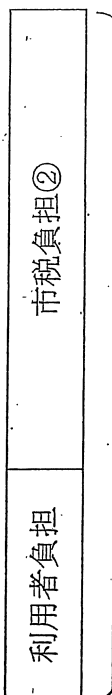
(1) 見直し前後の事業費イメージ

<A 現状のまま何もしない場合>



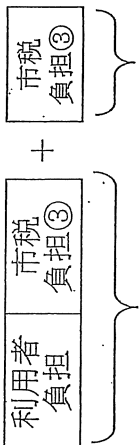
フリーパス方式の敬老乗車証の事業費

<B 持続可能性を高めるための見直し後>



フリーパス方式の敬老乗車証の事業費

<C 利用者の選択の幅を広げ、交付率向上にもつながる見直し後>



回数券方式の敬老バス回数券の事業費

民営バス敬老乗車証の適用地域の一部拡大で見込む事業費

### (2) 財政効果の見込み方

市税負担② + 市税負担③ - 市税負担① = 財政効果

項目	算出方法
市税負担①, 市税負担②	「フリーパス方式の敬老乗車証の事業費(※1) - 「フリーパス方式の敬老乗車証の利用者負担(※2)」
市税負担③	「回数券方式の敬老バス回数券の事業費(※3) - 「回数券方式の敬老バス回数券の利用者負担(※4)」 + 「民営バス敬老乗車証の適用地域の一部拡大で見込む事業費(約1億円)」

※1 フリーパス方式の敬老乗車証の事業費 = 「フリーパス方式の敬老乗車証の1人当たり事業費」 × 「前年度のフリーパス交付者数」

※2 フリーパス方式の敬老乗車証の利用者負担 = 「フリーパス方式の敬老乗車証の現行1人当たり利用者負担金」 × 「当年度のフリーパス交付者数」 × 「負担金引上げに係る引上げ率(※市税負担②の場合)」

※3 回数券方式の敬老バス回数券の事業費 = 「1人当たりの交付限度額(1万円)」 × 「当年度の回数券交付者数」

※4 回数券方式の敬老バス回数券の利用者負担 = 「1人当たりの負担限度額(5千円)」 × 「当年度の回数券交付者数」

**敬老乗車証の交付状況**  
 (負担金額別、年齢別、行政区別の対象者数・交付者数・交付率、  
 負担金額別・年齢別交付者数合計に対する交付者数の割合)

(1) 負担金額別の交付状況

負担金額	令和4年10月31日時点		
	対象者数	交付者数 (構成比)	交付率
0円	16,698人	7,385人 (6.27%)	44.23%
6,000円	196,554人	77,016人 (65.43%)	39.18%
10,000円	71,093人	25,941人 (22.04%)	36.49%
20,000円	21,373人	6,114人 (5.19%)	28.61%
30,000円	6,794人	1,261人 (1.07%)	18.56%
合計	312,512人	117,717人 (100.00%)	37.67%

【参考】敬老乗車証負担金の区分

階層区分	負担金額		
	～R4.9.30	R4.10.1～ R5.9.30	R5.10.1～
生活保護を受けている方等	0円	0円	0円
市民税非課税の方	3,000円	6,000円	9,000円
所得金額が 市民税課税で 合計	200万円未満の方	5,000円	10,000円
	200万円以上400万円未満の方	10,000円	20,000円
	400万円以上700万円未満の方		30,000円
	700万円以上の方	15,000円	交付対象外

(2) 年齢別の交付状況

年齢	令和4年10月31日時点		
	対象者数	交付者数 (構成比)	交付率
70歳～74歳	97,277人	37,710人 (32.03%)	38.77%
75歳～79歳	78,752人	35,017人 (29.75%)	44.46%
80歳～84歳	64,489人	27,580人 (23.43%)	42.77%
85歳～89歳	43,847人	13,950人 (11.85%)	31.82%
90歳～	28,147人	3,460人 (2.94%)	12.29%
合計	312,512人	117,717人 (100.00%)	37.67%



(3) 行政区別の交付状況

行政区		令和4年10月31日時点		
		対象者数	交付者数	交付率
北		26,223人	11,722人	44.70%
上京		17,399人	7,513人	43.18%
左京		35,355人	16,002人	45.26%
中京		20,958人	8,401人	40.08%
東山		9,100人	3,915人	43.02%
山科		31,625人	12,854人	40.65%
下京		14,229人	5,549人	39.00%
南		20,213人	6,768人	33.48%
右京	(京北地域以外)	42,482人	16,213人	38.16%
	(京北地域)	1,664人	159人	9.56%
西京	(支所管内以外)	18,473人	5,526人	29.91%
	(洛西支所管内)	13,863人	5,372人	38.75%
伏見	(支所管内以外)	33,546人	8,046人	23.98%
	(深草支所管内)	13,477人	3,525人	26.16%
	(醍醐支所管内)	13,905人	6,152人	44.24%
全区		312,512人	117,717人	37.67%

**敬老乗車証の決算推移**  
(交付先別繰出金・交付金、民営バス事業者ごとの交付金)

(1) 交付先別繰出金・交付金

(単位：円)

交通事業者		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交通局(市バス)		3,259,000,000	3,385,000,000	3,539,000,000	3,466,000,000	3,304,000,000
交通局(地下鉄)		1,107,000,000	1,151,000,000	1,207,000,000	1,184,000,000	1,129,000,000
市バス 撤退地域	岩倉・大原 京都バス	178,333,286	186,708,787	192,459,571	189,716,889	180,338,688
	山科・醍醐 京阪バス・ 醍醐コミュニティバス	688,560,537	719,880,192	768,216,268	756,744,192	730,140,000
きょうと京北ふるさと公社		693,966	686,712	730,236	710,892	594,828
民営バス事業者(※)		179,457,552	184,509,432	196,056,000	195,118,560	181,507,272
合計		5,413,045,341	5,627,785,123	5,903,462,075	5,792,290,533	5,525,580,788

※ 京都バス、京阪京都交通、京阪バス、京都京阪バス、西日本JRバス、阪急バス、近鉄バス、雲ヶ畑自治振興会

(2) 民営バス事業者ごとの交付金

(単位：円)

交通事業者	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
京阪バス	680,022,567	711,610,710	759,990,424	748,864,674	713,601,979
京都バス	232,124,198	241,604,755	248,924,275	246,239,769	233,034,048
近鉄バス	56,134,512	57,139,992	60,903,360	59,955,336	56,910,168
西日本JRバス	13,584,960	13,991,040	14,083,200	13,917,600	11,204,640
醍醐コミュニティバス	28,303,698	29,094,474	31,151,220	30,788,478	37,438,181
京阪京都交通	14,820,480	15,252,480	16,565,760	15,632,640	14,398,560
京都京阪バス	18,596,160	19,481,760	21,254,400	22,327,704	21,480,624
阪急バス	604,800	403,200	532,800	426,240	389,760
雲ヶ畑自治振興会	2,160,000	2,520,000	3,326,400	3,427,200	3,528,000
きょうと京北ふるさと公社	693,966	686,712	730,236	710,892	594,828
合計	1,047,045,341	1,091,785,123	1,157,462,075	1,142,290,533	1,092,580,788

敬老乗車証の決算推移  
(負担金収入・広告料収入等 (平成30年度～令和4年度))

(単位：円)

年度	負担金収入	広告料収入等	合計
平成30年度	614,479,000	1,063,124	615,542,124
令和元年度	643,290,500	1,093,844	644,384,344
令和2年度	614,825,500	1,076,888	615,902,388
令和3年度	587,263,000	848,796	588,111,796
令和4年度	906,793,000	2,282,004	909,075,004

## 第4章 敬老パスの交付による様々な「効果」の検証

### 4-1 敬老パス効果の全体像

敬老パスの交付事業は高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るといった制度本来の目的達成だけではなく、経済の活性化や環境への負荷低減など社会経済に対しても様々な効果をもたらしていると考えられる。

本章では、アンケート結果をもとに、以下の視点から敬老パスの効果を定量化する。

- ①社会参加効果：敬老パスによる外出機会の増加
- ②健康効果：外出による健康増進、歩行量の増加
- ③経済効果：外出による買い物行動・消費の増加
- ④環境効果：自動車利用機会の減少による環境負荷の軽減

この他にも、まちのにぎわいの増加、地下鉄・市バス等の利用増加による市営交通の経営安定化（路線維持）、自動車利用機会の減少による高齢者の交通安全性の向上、健康増進による医療費や介護費用の節減等の効果が考えられる。効果の全体イメージは下図に示すとおりである。

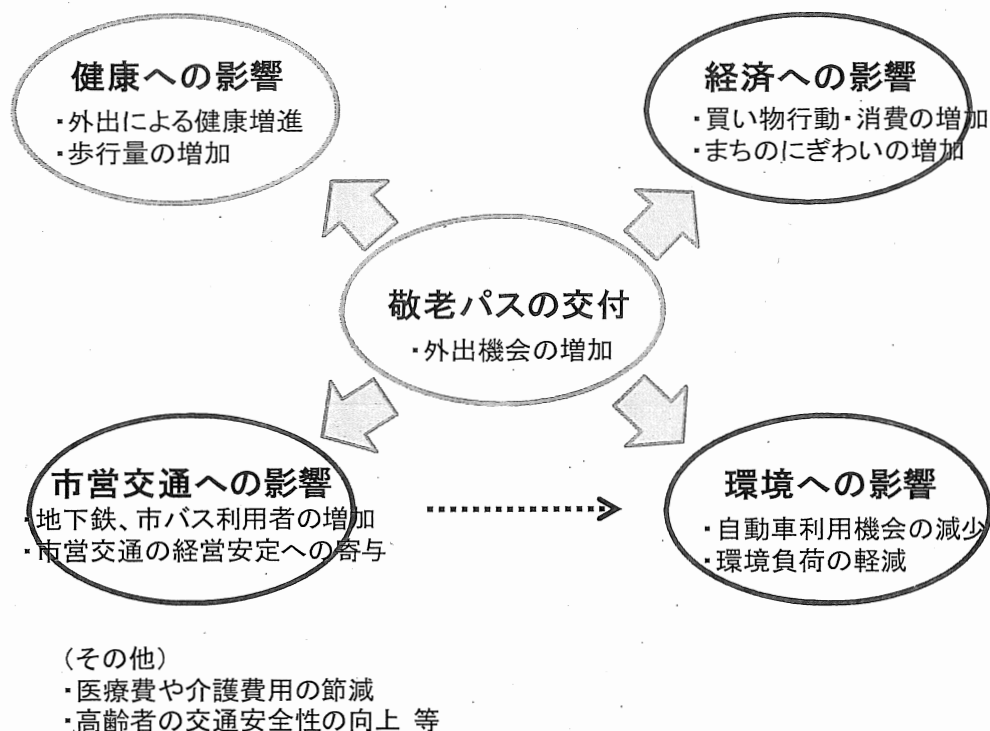


図 敬老パスの効果イメージ

名古屋市敬老パスの制度調査業務委託報告書（平成25年3月）より

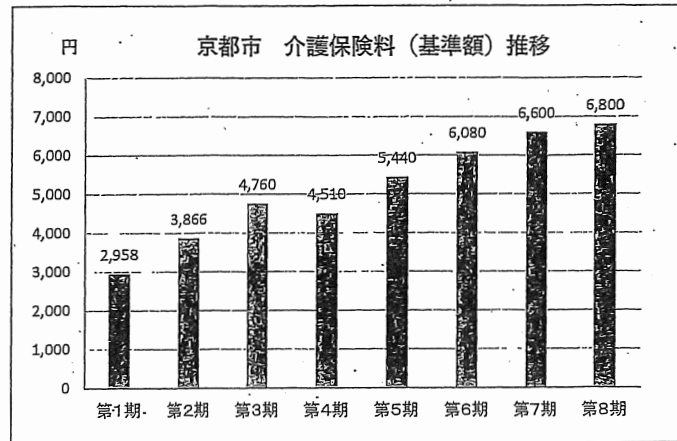
なお名古屋市は、65歳以上が対象で、

負担金は所得に応じて1000円、3000円、最高でも5000円

京都市は対象が順次75歳以上に改悪され、負担金の最高は45000円

## 京都市介護保険料（基準額）推移

	基準額（円）
第1期（2000～2002）	2,958
第2期（2003～2005）	3,866
第3期（2006～2008）	4,760
第4期（2009～2011）	4,510
第5期（2012～2014）	5,440
第6期（2015～2017）	6,080
第7期（2018～2020）	6,600
第8期（2021～2023）	6,800



第9期（2024～2026）は未定

### < 第8期保険料（2021～2023年度） >

段階	対象者の所得金額等	保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)			
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が生活保護を受給している場合</li> <li>・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合</li> </ul>	0.3	24,480	2,040			
					80万円以下		
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合（本人が単身の場合を含む） 本人の前年中の課税年金収入額 ＋ 本人の前年の課税年金に係る所得以外の*合計所得金額	0.43	35,088	2,924			
80万円超 120万円以下							
120万円超							
第3段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	0.7	57,120	4,760			
80万円以下							
第4段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	0.9	73,440	6,120			
80万円超							
第5段階		<b>基準額</b>	<b>81,600</b>	<b>6,800</b>			
第6段階	本人が市民税（減免前）課税の場合 本人の前年の*合計所得金額	1.1	89,760	7,480			
第7段階					125万円以下		
第8段階					125万円超 190万円未満		
					190万円以上 400万円未満		
第9段階					1.35	110,160	9,180
					1.6	130,560	10,880
第10段階	1.85	150,960	12,580				
	2.1	171,360	14,280				
第11段階	2.35	191,760	15,980				

\*合計所得金額は、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。

#### 第1～第5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（給与所得と公的年金等に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除する。

#### 第6～11段階

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する。

介護保険料の所得段階ごとの賦課対象者数と割合（令和４年度・現年分）

（令和５年５月末日現在）

所得段階区分	賦課対象者数（人）	割合（％）
第１段階	91,827	23.3
第２段階	40,476	10.3
第３段階	38,542	9.8
第４段階	38,769	9.9
第５段階	36,860	9.4
第６段階	49,076	12.5
第７段階	38,886	9.9
第８段階	37,577	9.6
第９段階	10,649	2.7
第１０段階	3,904	1.0
第１１段階	6,817	1.7
合計	393,383	100.0

※ 割合については、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても１００．０％とならない。

介護保険料の所得段階ごとの普通徴収の数と割合、各徴収率  
（令和４年度・現年分）

（令和５年５月末日現在）

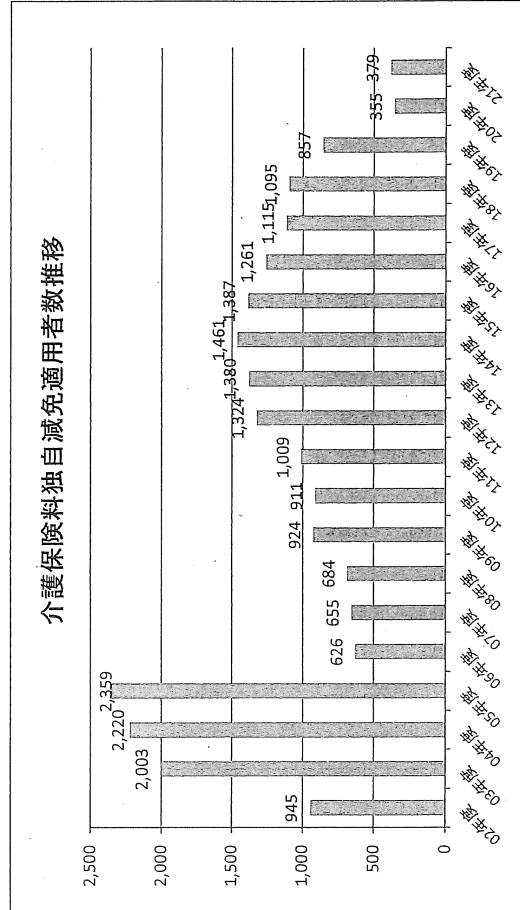
所得段階区分	普通徴収の 対象者数（人）	割合（％）（※）	徴収率（％）
第１段階	21,187	42.0	93.24
第２段階	3,522	7.0	95.26
第３段階	2,449	4.9	91.78
第４段階	5,650	11.2	91.76
第５段階	936	1.9	93.60
第６段階	4,276	8.5	89.24
第７段階	3,219	6.4	90.80
第８段階	4,550	9.0	95.10
第９段階	2,033	4.0	96.99
第１０段階	947	1.9	97.51
第１１段階	1,666	3.3	99.04
合計	50,435	100.0	93.77

※ 割合については、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても１００．０％とならない。

介護保険料 京都市独自減免適用者数は第3期(06年～)に激減し、回復せず

	第3期 (06～08年度)	第4期 (09～11年度)	第5期 (12～14年度)	第6期 (15～17年度)	第7期 (18～20年度)
対象	第3段階 (月額3,570円)	第1・第2段階 (月額2,255円) 第3段階 (3,383円)	第1・第2段階 (月額2,720円) 第3段階 (3,699円、4,080円)	第1段階(月額2,736円) 第2段階(4,134円) 第3段階(4,560円)	第1段階(月額2,970円) 第2段階(4,488円) 第3段階(4,950円)
年間収入	120万円以下 加算ひとり 48万	60万円以下 加算ひとり 24万	60万円以下 加算ひとり 24万	60万円以下 加算ひとり 24万	60万円以下 加算ひとり 24万
預貯金	240万円以下 加算ひとり 96万	120万円以下 加算ひとり 48万	80万円以下 加算ひとり 32万	80万円以下 加算ひとり 32万	80万円以下 加算ひとり 32万
減免後	2,380円 (基準額×0.5)	2,255円 (基準額×0.5)	1,142円 (基準額×0.21)	1,276円 (基準額×0.21)	1,386円 (基準額×0.21)
		240万円以下 加算ひとり96万	240万円以下 加算ひとり96万	240万円以下 加算ひとり96万	240万円以下 加算ひとり96万
				3,040円 (基準額×0.5)	2,772円 (基準額×0.42)
					3,300円 (基準額×0.5)

第8期 (21～23年度)	
対象	第1段階(月額2,040円) 第2段階(2,924円) 第3段階(4,760円)
年間収入	60万円以下 加算ひとり 32万
預貯金	240万円以下 加算ひとり96万
減免後	1,428円 (基準額×0.21)
	3,400円 (基準額×0.5)



保健福祉局資料より作成

介護保険料・利用料の減免適用状況（令和5年3月末時点）

(1) 保険料について

(単位：人)

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	京北	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	計
災害	3	0	2	2	2	7	3	2	1	4	4	0	5	0	3	38
死亡等	2	2	3	1	1	0	34	2	6	0	4	21	2	7	1	86
休業等	104	41	60	56	18	102	16	62	109	1	53	24	111	43	46	846
不作等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	106	43	63	57	19	102	50	64	115	1	57	45	113	50	47	932
刑事施設等	3	3	2	7	1	9	5	2	3	0	1	0	1	7	3	47
本市独自減額	25	15	32	17	8	42	24	31	29	2	25	9	39	32	26	356
新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等	114	57	120	92	96	183	85	72	239	2	44	100	122	88	54	1,468

※ 令和4年度分保険料の減免適用状況を記載している。

(2) 利用料について

(単位：人)

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	京北	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	計
施設入所者等に対する食費・居住費等の負担軽減	1,085	729	1,191	794	415	1,366	553	961	1,563	131	659	488	1,632	659	792	13,018
特別養護老人ホーム旧措置入所者に対する利用者負担等の減免	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	8
災害等による利用者負担減免	0	1	1	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	1	8
訪問介護利用者に対する利用者負担額の減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人による利用者負担の減額	40	35	27	26	22	86	33	126	54	10	48	9	101	60	25	702



介護保険料の滞納状況（令和4年度末までの滞納分）と給付減額措置

(1) 介護保険料の滞納状況

(令和5年6月末日現在)

区・支所名	保険料滞納額 (円)	保険料滞納者数 (人)	うち要介護 認定者数 (人)	うち介護保険 サービス利用者 数(人)
北	29,022,360	428	26	18
上京	18,253,080	280	13	5
左京	30,337,050	543	21	12
中京	16,432,480	284	10	2
東山	12,915,650	217	8	7
山科	56,011,722	794	37	18
下京	17,164,540	296	20	14
南	35,929,620	601	41	21
右京	58,261,284	923	50	21
京北	1,512,723	27	1	0
西京	19,587,398	273	13	5
洛西	13,513,830	200	8	5
伏見	39,451,924	748	55	29
深草	14,005,750	253	12	5
醍醐	24,973,140	374	25	11
合計	387,372,551	6,241	340	173

※ 保険料滞納額及び滞納者数については、令和4年度以前に滞納月が1か月でも生じていれば、カウントしている。

(2) 給付減額措置

滞納者のうち要支援・要介護認定者については、区役所・支所の健康長寿推進課において重点的に納付指導・納付相談を行っており、サービス利用者で給付減額措置（3割負担）を受けている者は8人である。（令和5年6月末日現在）

行政区ごとの高齢者人口及び特別養護老人ホームの定員数、入所申込者数

(単位:人)

	高齢者人口(※1)	特別養護老人ホーム					合計	
		定員数(※2)	入所申込者数(※2)					
			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4		要介護5
北区	34,586	643	1	3	147	133	106	390
上京区	22,148	283	2	1	108	114	67	292
左京区	46,483	700	1	2	159	162	121	445
中京区	27,071	225	1	4	122	92	73	292
東山区	11,483	148	1	2	47	52	43	145
山科区	42,259	548	3	3	204	208	118	536
下京区	18,551	157	1	0	58	89	52	200
南区	26,192	505	0	1	83	109	71	264
右京区	58,277	826	3	9	214	221	149	596
西京区	42,875	862	1	5	130	119	84	339
伏見区	81,166	1,870	2	8	330	306	195	841
全市	411,091	6,767	16	38	1,602	1,605	1,079	4,340

※1 高齢者人口は令和4年10月1日時点

※2 定員数及び入所申込者数は令和5年4月1日時点

介護保険事業種別ごと新規開設・休廃止事業所数（令和4年度）

広域型サービス	R4	
	指定	休廃止
訪問介護	54	22
訪問入浴介護	1	0
訪問看護	39	13
訪問リハビリテーション	1	1
居宅療養管理指導	0	0
通所介護	10	9
通所リハビリテーション	0	0
短期入所生活介護	1	1
短期入所療養介護	0	0
特定施設入居者生活介護	4	1
福祉用具貸与	6	2
特定福祉用具販売	6	2
居宅介護支援	21	36
介護老人福祉施設	0	0
介護老人保健施設	1	1
介護療養型医療施設	2	1
介護医療院	0	1
介護予防訪問入浴介護	1	0
介護予防訪問看護	38	13
介護予防訪問リハビリテーション	1	1
介護予防居宅療養管理指導	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0
介護予防短期入所生活介護	1	1
介護予防短期入所療養介護	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0
介護予防福祉用具貸与	6	2
特定介護予防福祉用具販売	6	2
小計	199	109

地域密着型サービス	R4	
	指定	休廃止
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	0
夜間対応型訪問介護	1	0
地域密着型通所介護	5	5
認知症対応型通所介護	1	1
小規模多機能型居宅介護	2	3
認知症対応型共同生活介護	4	4
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	1	0
介護予防認知症対応型通所介護	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	4	4
介護予防支援	0	0
小計	23	20

総合事業サービス	R4	
	指定	休廃止
介護型ヘルプサービス	47	19
生活支援型ヘルプサービス	22	12
支え合い型ヘルプサービス	6	14
介護予防型デイサービス	18	12
短時間型デイサービス	1	6
短期集中運動型デイサービス	0	0
小計	94	63

合計	316	192
----	-----	-----

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所数の増減（令和元年度～令和4年度分）

【総合事業サービス】		元年度	2年度	3年度	4年度
介護型ヘルプサービス	総数	347	352	379	399
	指定	30	24	42	47
	廃止	15	20	17	18
生活支援型ヘルプサービス	総数	220	219	235	240
	指定	11	15	25	22
	廃止	16	14	11	12
支え合い型ヘルプサービス	総数	100	100	101	94
	指定	2	5	7	6
	廃止	7	3	8	14
介護予防型デイサービス	総数	367	370	376	377
	指定	12	20	17	18
	廃止	14	19	10	11
短時間型デイサービス	総数	63	54	57	52
	指定	3	2	2	1
	廃止	5	7	2	6
短期集中運動型デイサービス	総数	4	4	1	1
	指定	0	0	0	0
	廃止	1	0	3	0
小計	総数	1101	1099	1149	1163
	指定	58	66	93	94
	廃止	58	63	51	61

老人福祉センターごとの利用者数（令和4年度）

老人福祉センター	利用者数
北	23,850人
上京	30,962人
左京	37,357人
中京	26,233人
東山	19,613人
山科	17,306人
山科中央	21,698人
下京	18,726人
南	14,228人
久世西	25,632人
右京	16,228人
右京中央	26,818人
西京	21,980人
洛西	36,333人
伏見	23,912人
淀	7,540人
醍醐	36,005人
合計	404,421人

## 障害者施設等の待機者状況

令和5年8月1日現在

### (1) 身体障害者待機者状況

施設種別		計	
障害者支援施設（入所）	（日中活動）	生活介護	41
		自立訓練	1
		就労移行支援	0
		就労継続支援B型	2
グループホーム		3	
福祉ホーム		0	
生活介護		2	
療養介護		14	
自立訓練	（機能訓練）	0	
	（生活訓練）	0	
就労移行支援		0	
就労継続支援A型		0	
就労継続支援B型		1	
地域活動支援センター（デイサービス）		0	
その他		0	
合 計		64	

### (2) 知的障害者待機者状況

施設種別		計	
障害者支援施設（入所）	（日中活動）	生活介護	164
		自立訓練	1
		就労移行支援	0
		就労継続支援B型	4
グループホーム		46	
福祉ホーム		0	
生活介護		8	
療養介護		3	
自立訓練	（機能訓練）	0	
	（生活訓練）	0	
就労移行支援		0	
就労継続支援A型		1	
就労継続支援B型		9	
地域活動支援センター（デイサービス）		0	
その他		0	
合 計		236	

### (3) 精神障害者待機者状況

施設種別		計	
障害者支援施設（入所）	（日中活動）	生活介護	2
		自立訓練	0
		就労移行支援	0
		就労継続支援B型	0
グループホーム		2	
福祉ホーム		0	
生活介護		0	
療養介護		0	
自立訓練	（機能訓練）	0	
	（生活訓練）	0	
就労移行支援		0	
就労継続支援A型		0	
就労継続支援B型		0	
地域活動支援センター（デイサービス）		0	
その他		0	
合 計		4	

市立病院機構に対する運営費負担金・交付金の内訳  
(令和3年度・令和4年度分)

(単位：千円)

	項目	令和3年度 予算	令和3年度 決算	令和4年度 予算	令和4年度 決算
市立病院	運営費負担金・交付金	1,694,744	1,683,887	1,592,750	1,591,464
	政策医療等負担金	886,524	886,524	905,434	905,401
	企業債元利償還金負担金	658,070	647,352	628,666	627,414
	運営費交付金	150,150	150,011	58,650	58,650
京北病院	運営費負担金・交付金	289,256	288,514	282,250	281,607
	政策医療等負担金	246,958	246,958	242,951	242,950
	企業債元利償還金負担金	36,798	36,312	33,799	33,157
	運営費交付金	5,500	5,244	5,500	5,500
法人全体	運営費負担金・交付金	1,984,000	1,972,401	1,875,000	1,873,071
	政策医療等負担金	1,133,482	1,133,482	1,148,385	1,148,351
	企業債元利償還金負担金	694,868	683,664	662,465	660,570
	運営費交付金	155,650	155,255	64,150	64,150

※ 各項目で表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

市立病院事業における地方交付税の年次推移（平成30年度～令和4年度）

（単位：千円）

項目	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
普通交付税における 基準財政需要額	815,701	798,334	640,778	645,343	647,672
病院病床分	440,608	440,047	405,303	396,880	401,398
病院事業債等元利償還金分	375,093	358,287	235,475	248,463	246,274
特別交付税	56,491	59,170	79,180	82,816	83,925



令和5年10月  
保健福祉局

京都市立京北病院に係る設備等更新・修繕一覧  
(平成30年度～令和4年度)

設備等更新・修繕一覧

年度	金額 (千円)	主な内容
H30	24,068	(医療機器更新等) ・人工呼吸器 ・入浴シャワートロリ (建築物等) ・診療病棟空調設備改修 ・通所リハビリテーション室空調機更新 ・ボイラー棟屋根修繕 ・消防用設備取替修繕 等
R1	12,738	(医療機器更新等) ・超音波画像診断装置 ・内視鏡洗浄消毒装置 ・多項目自動血球分析装置 ・理学療法渦流浴装置 等 (建築物等) ・ボイラー配管漏水修繕 ・検査室空調機修繕 ・駐車場路面修復 ・車椅子トイレ排気ファン修繕 等
R2	24,103	(医療機器更新等) ・心電図検査装置 ・血液ガス分析装置 ・介護システムサーバー ・電気メス 等 (建築物等) ・エレベーター制御盤更新工事 ・整形外科診察室空調機更新 ・加圧給水ポンプ修繕 ・トイレ洗浄センサー修繕 等